

《警戒宣言と臨時情報の違い》

	警戒宣言発令時	臨時情報発表時
鉄道	運行停止	原則、運行 継続
病院	外来診療中止	原則、診療 継続
銀行	営業停止	原則、営業 継続

強い規制  普段の活動を可能な限り**継続**

1

普段の活動を可能な限り継続

《求められる防災対応》

1) 半割れケース 

南海トラフ地震臨時情報
(巨大地震警戒)

- 日頃からの地震への備えを再確認する
- 津波到達までに明らかに避難が完了できない住民は1週間の事前避難

2) 一部割れケース

3) ゆっくりすべりケース 

南海トラフ地震臨時情報
(巨大地震注意)

- 日頃からの地震への備えを再確認する
(必要に応じて避難を自主的に実施)

2

事前避難する上での原則は・・・

(下線部は国のガイドラインでの記載内容)

通常の社会活動＝行政も通常営業



避難所の運営は、避難者自ら行うことが基本

事前避難＝後発地震に備えるための避難



水・食料等は各自で準備(備蓄は消費しない)

3

国のガイドラインでは・・・

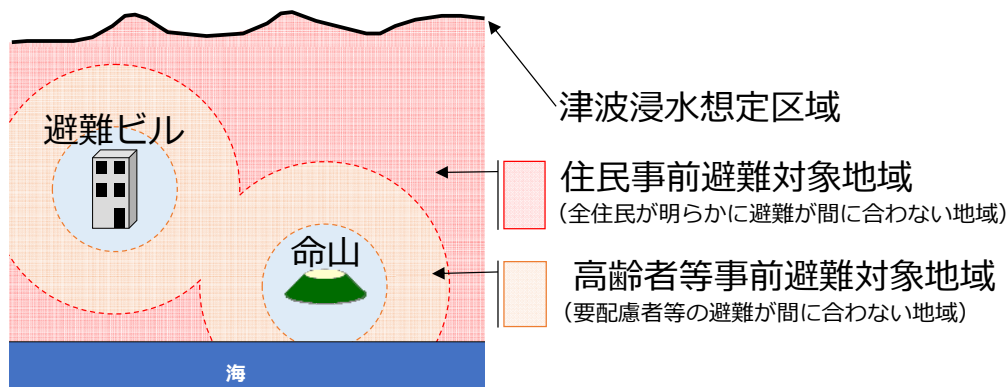
事前避難が必要なエリア＝事前避難対象地域

- 健常者を含む地域の全住民が事前避難

住民事前避難対象地域

- 要配慮者等(高齢者、障害者、乳幼児)が事前避難

高齢者等事前避難対象地域



4

住民 事前避難対象地域内の施設は・・・

(下線部は国のガイドラインでの記載内容)

- 道路：車両の走行が抑制される

⇒ 地域内の物流が滞るかも？

日用品が補充されなくなるかも？

- 鉄道：津波による危険性の回避措置を実施

⇒ 地域内が運行規制されるかも？

鉄道による移動ができなくなるかも？

5

事前避難対象地域内の施設は・・・

(下線部は国のガイドラインでの記載内容)

- 病院・社会福祉施設：

軽度の入院患者・入居者の引渡しや転院準備
の検討

- 学校：臨時休校等の適切な対応

入院している家族や子供の面倒をみななければならない？

仕事に行けないかも？

6